

佐賀県児童福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成26年 3月20日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第21号

佐賀県児童福祉法施行条例の一部を改正する条例  
佐賀県児童福祉法施行条例（平成24年佐賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">佐賀県児童福祉法施行条例 (趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(基準該当通所支援の事業に係る県基準)</p> <p><b>第3条</b> 法第21条の5の4第1項第2号の規定により条例で定める基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営についての基準（次項において「県基準」という。）のうち児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業に係るものは、<u>職員及び当該事業を利用する障害児に対し、環境の保全について理解を深めるための教育を行うよう努めることとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例 (趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、<u>法第59条の2第1項の規定により知事への届出が義務付けられた施設（第21条において「認可外保育施設」という。）の非常災害対策に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(基準該当通所支援の事業に係る県基準)</p> <p><b>第3条</b> 法第21条の5の4第1項第2号の規定により条例で定める基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営についての基準（次項において「県基準」という。）のうち児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業に係るものは、<u>次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>従業者及び当該事業を利用する障害児に対し、環境の保全について理解を深めるための教育を行うよう努めること。</u></p> <p>(2) <u>基準該当通所支援の事業を行う事業所の管理者は、次のいずれにも該当する者でないこと。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</u></p>

改正前	改正後
	<p>ウ 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者</p> <p>エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</p> <p>オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>(3) 基準該当通所支援の事業を行う事業所は、その経営について、前号アからカまでに掲げる者の実質的な関与を受けてはならないこと。</p> <p>(4) 基準該当通所支援の事業を行う者は、次に掲げる非常災害対策を講じること。</p> <p>ア 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>イ 利用者の特性を踏まえ、非常災害に備えた物資（食料、飲料水及び生活物資をいう。以下同じ。）及び資機材の配備又は調達体制の整備に努めること。</p> <p>ウ 事業所の立地環境及び利用者の特性に応じて、火災、風水害、地震災害、原子力災害その他の災害が発生した場合における安全確保のための体制、避難の方法等を定めた防災計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備の上、それらを定期的に従業者に周知すること。ただし、原子力災害に係る防災計画の策定は、東松浦郡玄海町、唐津</p>

改正前	改正後
<p>2 略  (指定障害児通所支援事業者等の指定等に係る条例で定める者)  <b>第4条</b> 法第21条の5の15第2項第1号(法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。<u>ただし、医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)</u>に係る指定の申請についてはこの限りでない。</p>	<p><u>市又は伊万里市に所在する事業所に限る。</u>  エ <u>ウの規定により策定した防災計画並びに整備した通報及び連携体制は、その概要を、当該事業所において、利用者及び従業者に分かりやすいように掲示するとともに、訓練の結果等に基づき必要な見直しを行うこと。</u>  オ <u>非常災害に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと並びに従業者及び利用者に対し当該利用者の特性に応じて必要な防災教育を実施すること。</u>  カ <u>事業所又は利用者の特性に応じて、非常災害に備えた周辺地域及び他の事業所等との連携並びに非常災害時における被災者支援に努めること。</u></p> <p>2 略  (指定障害児通所支援事業者等の指定等に係る条例で定める者)  <b>第4条</b> 法第21条の5の15第2項第1号(法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、<u>法人(次に掲げる法人を除く。)</u>とする。</p> <p>(1) <u>暴力団</u>  (2) <u>その役員等(役員その他これと同等以上の支配力を有する者をいう。)のうち、次に掲げる者がある法人</u>  ア <u>暴力団員</u>  イ <u>暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</u>  ウ <u>自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者</u>  エ <u>暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、</u></p>

改正前	改正後
	<p>又は関与している者</p> <p>オ <u>暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</u></p> <p>カ <u>暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</u></p> <p>(3) <u>前号アからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請の場合における法第21条の5の15第2項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、次に掲げる者以外の者とする。</u></p> <p>(1) <u>暴力団</u></p> <p>(2) <u>暴力団員</u></p> <p>(3) <u>暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</u></p> <p>(4) <u>自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者</u></p> <p>(5) <u>暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</u></p> <p>(6) <u>暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</u></p> <p>(7) <u>暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</u></p> <p>(8) <u>役員等（法人にあっては役員その他これと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこ</u></p>

改正前	改正後
<p>2 法第24条の9第2項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。</p> <p>（指定通所支援の事業に係る県基準）</p> <p><b>第5条</b> 法第21条の5の18第1項及び第2項の規定により条例で定める指定通所支援の事業の人員、設備及び運営についての基準（第3項において「県基準」という。）のうち<u>児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業に係るものは、職員及び当該事業を利用する障害児に対し、環境の保全について理解を深めるための教育を行うよう努めることとする。</u></p> <p>2 前項の規定は、児童発達支援の事業を行う事業所のうち児童発達支援センターであるものについては、適用しない。</p> <p>3 略</p> <p>（指定障害児入所施設等に係る県基準）</p> <p><b>第6条</b> 法第24条の12第1項及び第2項の規定により条例で定める指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営についての基準は、<u>児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）で定める基準とする。</u></p>	<p>れと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあっては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。）に第2号から前号までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人</p> <p>(9) 第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人</p> <p>3 法第24条の9第2項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者は、法人（<u>第1項各号に掲げる法人を除く。</u>）とする。</p> <p>（指定通所支援の事業に係る県基準）</p> <p><b>第5条</b> 法第21条の5の18第1項及び第2項の規定により条例で定める指定通所支援の事業の人員、設備及び運営についての基準（第3項において「県基準」という。）は、<u>第3条第1項（第1号にあっては児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業に限り、第4号にあっては保育所等訪問支援の事業を除く。）の規定を準用する。</u></p> <p>2 前項の規定により準用する第3条第1項第1号の規定は、児童発達支援の事業を行う事業所のうち児童発達支援センターであるものについては、適用しない。</p> <p>3 略</p> <p>（指定障害児入所施設等に係る県基準）</p> <p><b>第6条</b> 法第24条の12第1項及び第2項の規定により条例で定める指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営についての基準（次項において「県基準」という。）は、<u>第3条第1項第2号から第4号までの規定を準用する。この場合において、同項第2号及び第3号中「基準該当通所支援の事業を行う事業所」とあるのは「</u></p>

改正前	改正後
<p>(助産施設に係る県基準)</p> <p><b>第7条</b> 法第45条第1項の規定により条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準(以下「県基準」という。)のうち助産施設に係るものは、<u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。)</u>で定める基準とする。</p>	<p><u>指定障害児入所施設等」と、同項第4号中「基準該当通所支援の事業を行う者は」とあるのは「指定障害児入所施設においては」と、「事業所」とあるのは「施設」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、県基準は、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号)で定める基準とする。</u></p> <p>(助産施設に係る県基準)</p> <p><b>第7条</b> 法第45条第1項の規定により条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準(以下「県基準」という。)のうち助産施設に係るものは、<u>次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>助産施設の管理者は、次のいずれにも該当する者でないこと。</u></p> <p><u>ア 暴力団員</u></p> <p><u>イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</u></p> <p><u>ウ 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者</u></p> <p><u>エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</u></p> <p><u>オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</u></p> <p><u>カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</u></p> <p>(2) <u>助産施設は、その経営について、前号アからカまでに掲げ</u></p>

改正前	改正後
	<p>る者の実質的な関与を受けてはならないこと。</p> <p>(3) <u>助産施設においては、次に掲げる非常災害対策を講じること。</u></p> <p>ア <u>軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けること。</u></p> <p>イ <u>利用者の特性を踏まえ、非常災害に備えた物資及び資機材の配備又は調達体制の整備に努めること。</u></p> <p>ウ <u>施設の立地環境及び利用者の特性に応じて、火災、風水害、地震災害、原子力災害その他の災害が発生した場合における安全確保のための体制、避難の方法等を定めた防災計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備の上、それらを定期的に職員に周知すること。ただし、原子力災害に係る防災計画の策定は、東松浦郡玄海町、唐津市又は伊万里市に所在する施設に限る。</u></p> <p>エ <u>ウの規定により策定した防災計画並びに整備した通報及び連携体制は、その概要を、当該施設において、利用者及び職員に分かりやすいように掲示するとともに、訓練の結果等に基づき必要な見直しを行うこと。</u></p> <p>オ <u>非常災害に備え、定期的に避難、救出、消火その他必要な訓練を行うこと（避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行うこと。）並びに職員及び利用者に対し当該利用者の特性に応じて必要な防災教育を実施すること。</u></p> <p>カ <u>施設又は利用者の特性に応じて、非常災害に備えた周辺地域及び他の施設等との連携並びに非常災害時における被災者支援に努めること。</u></p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、県基準のうち助産施設に係るものは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第</u></p>

改正前	改正後
<p>(乳児院に係る県基準)</p> <p><b>第8条</b> 県基準のうち乳児院に係るものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(母子生活支援施設に係る県基準)</p> <p><b>第9条</b> 県基準のうち母子生活支援施設に係るものは、職員及び入所者に対し、環境の保全について理解を深めるための教育を行うよう努めることとする。</p> <p>2 略</p> <p>(保育所に係る県基準等)</p> <p><b>第10条</b> 県基準のうち保育所に係るものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(児童厚生施設に係る県基準)</p> <p><b>第11条</b> 県基準のうち児童厚生施設に係るものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 児童館その他の屋内の児童厚生施設には、集会し、遊戯し、<u>図書を閲覧し、及び静養することができる場所並びに便所を設けること。</u></p> <p>(2) <u>前号の場所及び便所の設置に当たっては、乳幼児の利用に配慮し、施設の改善及び備品等の整備に努めること。</u></p>	<p>63号。以下「省令」という。) で定める基準とする。</p> <p>(乳児院に係る県基準)</p> <p><b>第8条</b> 県基準のうち乳児院に係るものについては、次に掲げるもののほか、<u>前条第1項各号の規定を準用する。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(母子生活支援施設に係る県基準)</p> <p><b>第9条</b> 県基準のうち母子生活支援施設に係るものは、職員及び入所者に対し、環境の保全について理解を深めるための教育を行うよう努めることとする<u>ほか、第7条第1項各号の規定を準用する。</u></p> <p>2 略</p> <p>(保育所に係る県基準等)</p> <p><b>第10条</b> 県基準のうち保育所に係るものについては、次に掲げるもののほか、<u>第7条第1項各号の規定を準用する。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(児童厚生施設に係る県基準)</p> <p><b>第11条</b> 県基準のうち児童厚生施設に係るものについては、<u>第7条第1項第1号及び第2号の規定を準用する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、県基準のうち児童館その他の屋内の児童厚生施設に係るものについては、次に掲げるもののほか、第7条第1項各号の規定を準用する。</u></p>



改正前	改正後
<p>2 前項に掲げるもののほか、<u>県基準のうち児童厚生施設に係るものは、省令で定める基準とする。</u> (児童養護施設に係る県基準)</p> <p><b>第12条</b> <u>県基準のうち児童養護施設に係るものは、次に掲げるものとする。</u> (1)～(3) 略</p> <p>2 略 (障害児入所施設に係る県基準)</p> <p><b>第13条</b> <u>県基準のうち福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設に係るものは、次に掲げるものとする。</u>  (1)～(3) 略</p> <p>2 略 (児童発達支援センターに係る県基準)</p> <p><b>第14条</b> 前条第1項の規定は、<u>県基準のうち福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターに係るものについて準用する。</u>この場合において、同項第2号中「入所している」とあるのは、「<u>当該施設を利用している</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(1) <u>集会し、遊戯し、図書を閲覧し、及び静養することができる場所並びに便所を設けること。</u></p> <p>(2) <u>前号の場所及び便所の設置に当たっては、乳幼児の利用に配慮し、施設の改善及び備品等の整備に努めること。</u></p> <p>3 前2項に規定するもののほか、<u>県基準のうち児童厚生施設に係るものは、省令で定める基準とする。</u> (児童養護施設に係る県基準)</p> <p><b>第12条</b> <u>県基準のうち児童養護施設に係るものについては、次に掲げるもののほか、第7条第1項各号の規定を準用する。</u> (1)～(3) 略</p> <p>2 略 (障害児入所施設に係る県基準)</p> <p><b>第13条</b> <u>県基準のうち福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設に係るものについては、次に掲げるもののほか、第7条第1項各号の規定を準用する。</u>この場合において、同項中「<u>助産施設</u>」とあるのは、「<u>福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設</u>」と読み替えるものとする。 (1)～(3) 略</p> <p>2 略 (児童発達支援センターに係る県基準)</p> <p><b>第14条</b> 前条第1項の規定は、<u>県基準のうち福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターに係るものについて準用する。</u>この場合において、同項中「<u>福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設</u>」とあるのは「<u>福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センター</u>」と、同項第2号中「<u>入所している</u>」とあるのは「<u>当該施設を利用している</u>」と読み替えるものとする。</p>

改正前				改正後			
<p>2 略 (児童家庭支援センターに係る県基準)</p> <p><b>第17条</b></p> <p>県基準のうち児童家庭支援センターに係るものは、省令で定める基準とする。 (手数料の徴収)</p> <p><b>第18条</b> 次の表の各号の左欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる手数料を、当該各号の右欄に掲げる時期に県に納付しなければならない。</p>				<p>2 略 (児童家庭支援センターに係る県基準)</p> <p><b>第17条</b> <u>第7条第1項の規定は、児童家庭支援センターについて準用する。</u></p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、</u>県基準のうち児童家庭支援センターに係るものは、省令で定める基準とする。 (手数料の徴収)</p> <p><b>第18条</b> 次の表の各号の左欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる手数料を、当該各号の右欄に掲げる時期に県に納付しなければならない。</p>			
納付義務者		手数料		納付時期			
		名称	額				
1～3 略				1～3 略			
4 児童福祉法施行令第18条第1項の規定に基づく保育士登録証の再交付を受けようとする者	保育士登録証再交付手数料	1,100円	再交付申請のとき	4 児童福祉法施行令第18条第1項の規定に基づく保育士登録証の再交付を受けようとする者	保育士登録証再交付手数料	1,100円	再交付申請のとき
				5 <u>児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第6条の11の2第2項の規定に基づく保育士試験の全部の免除を申請する者</u>	<u>保育士試験全部免除申請手数料</u>	<u>2,400円</u>	<u>全部免除申請のとき</u>

改正前	改正後
<p>2・3 略 （手数料の還付） 第20条 略</p> <p>第21条 略</p>	<p>2・3 略 （手数料の還付） 第20条 略 （認可外保育施設の非常災害対策の基準） 第21条 第7条第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、認可外保育施設について準用する。 第22条 略</p>

附 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定は平成26年4月1日から、第3条第1項第4号ウ及びエの改正規定（第5条第1項及び第6条第1項において準用する場合を含む。）及び第7条第1項第3号ウ及びエの改正規定（第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条第2項、第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項、第17条第1項及び第21条において準用する場合を含む。）は平成27年4月1日から施行する。